



# 資料 10

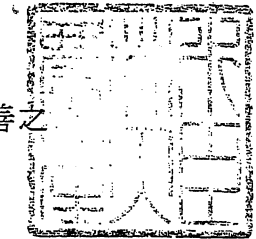
16消安第1609号

平成16年5月28日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 亀井 善之



## 日本農林規格の見直しについて（諮問）

下記の日本農林規格を見直しする必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の2の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

### 記

- ① 電柱用素材の日本農林規格（昭和26年5月28日農林省告示第911号）
- 2 押角の日本農林規格（昭和35年12月1日農林省告示第1204号）
- 3 耳付き材の日本農林規格（昭和35年12月1日農林省告示第1205号）
- 4 鯨野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和36年1月20日農林省告示第38号）
- 5 まぐろ野菜煮かん詰及びかつお野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和36年5月20日農林省告示第493号）
- 6 水産物野菜煮缶詰及び水産物調理缶詰の日本農林規格（昭和38年6月15日農林省告示第802号）
- 7 特種かん詰の日本農林規格（昭和38年6月15日農林省告示第805号）
- 8 まくら木の日本農林規格（昭和41年4月18日農林省告示第539号）
- 9 素材の日本農林規格（昭和42年12月8日農林省告示第1841号）
- 10 特殊包装かまぼこ類の日本農林規格（昭和49年10月31日農林省告示第

1008号)

- 11 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第532号）
- 12 風味かまぼこの日本農林規格（平成2年5月31日農林水産省告示第700号）
- 13 煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）
- 14 農産物漬物の日本農林規格（平成8年6月4日農林水産省告示第860号）

## 電柱用素材の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省

平成17年7月15日

### 1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づき、電柱用素材の日本農林規格（昭和26年5月28日農林省告示第191号）について見直しを行った結果、廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当するため、所要の検討を行う。

### 2 見直しの結果

- (1) 平成14年の電柱（防腐木材）生産量は1,068 $\text{m}^3$ 、平成15年は905 $\text{m}^3$ である。（日本木材防腐工業組合資料）
- (2) 見直しの基準2の(1)の①に該当していることから、電柱用素材の日本農林規格を廃止することとする。

電柱用素材の日本農林規格の見直しについて

1 見直しの基準2 (1) ① (廃止の是非を検討するに当たっての基準) に該当している項目

ア 製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格	該当 (製造業者は 16 社)
イ 見直しを行う年度の過去 2 ケ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の 4 年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	該当 (生産量は 61% 減)
ウ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格	該当 [格付実績無し]
エ 格付率が著しく低い規格	該当 [実績無し]

2 見直しの基準2 (1) ③ (改正又は確認する方向で検討する基準) に該当する項目

ア 改正することにより廃止の基準に該当しなくなるが見込まれる規格	(格付実績なく、格付率の増加は見込まれない)
イ 他法令で引用されている規格	(他法令による引用なし)
ウ 消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格	該当 [製造業者等が存続要望書を提出]
エ 国際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等存続させることについて政策的な必要性がある規格	民間仕様書で引用
オ その他存続させることについて合理的な理由がある規格	

# ○電柱用素材の日本農林規格

〔昭和二十六年五月二十八日  
農林省告示第九十一号〕

〔この告示は、昭和四十五年五月三日法律第九二号（農林物資規格法の一部を改正する法律）附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条二項の規定により制定された日本農林規格とみなされる〕

沿革 昭和二十八年一月一〇日 農林省告示第七六九号（用材の日本農林規格附則六項による改正）

昭和三十五年 七月三〇日号外 農林省告示第六九四号（用材の日本農林規格附則三項による改正）

昭和四十二年一月二日 八日号外 農林省告示第一八四二号（素材の日本農林規格附則二項による改正）

## 農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第十三条（現行）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律一〇条に  
昭和二十六年六月法律二二三号・四五年五月九二号により改正〕の規  
定に基づき、電柱用素材の日本農林規格を次のように定め、昭和二十  
六年七月一日から施行する。

### 電柱用素材の日本農林規格

#### （適用の範囲）

第一条 この規格は、電柱の用に供される素材に適用する。

第十六編 農林 第九章 農林物資規格 電柱用素材の日本農林規格

#### （定義）

第二条 この規格において「地際」とは、材長一〇メートル未満の  
ものにあつては元口から一・五メートル、材長一〇メートル以上  
のものにあつては元口から二メートルの部分をいう。

#### （加工区分）

第三条 電柱用素材は、加工される種類によつて次のように区分す  
る。

一 第一種材（伐倒直後の剥皮しない材で、注入槽による落差式  
注入法を施して使用されるもの）

二 第二種材（剥皮した材で、注薬缶による加圧式注入法若しく  
は簡易な加工を施して使用され、又は無加工のまま使用される  
もの）

#### （数量の単位）

第四条 数量は、本を単位とする。

#### （形量の区分）

第五条 形量は、末口径、地際径及び長により区分する。

2 末口径、地際径及び長の寸法は、別表第一に示される寸法によ  
るものとし、その寸法に適合しないものは第七条及び第八条の規  
定に基づいてその寸法のいずれかに適合させるものとする。但し、  
第一種材にあつては長において一五センチメートル以上の過量を  
附さなければならぬ。

3 前項の規定に基いて適合させた寸法をこえる端数は、切り捨て  
る。

(径の実測方法)

第六条 径の実測方法は、実測部分の最小径とこれに直角な径との平均を五ミリメートルに括約(二捨三入)する。但し、第一種材にあつては径二〇センチメートル未満のものは一・五センチメートル、径二〇センチメートル以上のもは二センチメートルを、その実測径から控除したものをその径とする。

(末口径の許容範囲)

第七条 実測の地際径が別表第一の地際径をこえるものにあつては、実測の末口径は別表第一の末口径より左の範囲までさがつてもさしつかえない。

一 末口径一六センチメートル以下のものにあつては一センチメートル

二 末口径一七センチメートル以上二〇センチメートル以下のものにあつては一・五センチメートル

三 末口径二一センチメートル以上のものにあつては二センチメートル

2 実測の地際径が別表第一の地際径に満たないものにあつては、その実測の地際径に相当する別表第一の末口径をその末口径としなければならない。

(地際径の許容範囲)

第八条 前条第二項に該当する電柱用素材で、末口断面の辺材部における年輪の数が径三センチメートルについて一〇をこえ、且つ、次条の規定に基づく別表第二又は第三の欠点の限度が各事項ごとに二分の一以下のものにあつては、実測の地際径は別表第一の地際径より左の範囲までさがつてもさしつかえない。

一 末口径一六センチメートル以下のものにあつては一センチメートル

二 末口径一七センチメートル以上二〇センチメートル以下のものにあつては一・五センチメートル

三 末口径二一センチメートル以上のものにあつては二センチメートル

(品質)

第九条 品質は、左の材部区分ごとに、第一種材にあつては別表第二、第二種材にあつては別表第三の欠点の限度をこえるものであつてはならない。

一 末口の材部(末口から一メートルまでの部分)

二 地際の材部(地際上下各五〇センチメートルまでの部分)

三 元口の材部(元口から地際の材部までの部分)

四 その他の材部(末口の材部から地際の材部まで長一メートルごと又はその端数に区切つた部分)

(素材の日本農林規格の準用)

第十条 電柱用素材については、前九条に規定するものの外、素材の日本農林規格(昭和四十二年十二月八日農林省告示第千八百四十一号)を準用する。

本条…一部改正(昭和二十八年二月農林省七六九号・三五年七月六九四号)、見  
出・本条…一部改正(昭和四十二年二月農林省一八四一号)

附 則 (昭和二十八年一月二〇日農林省告示第七六九号抄)

1 この告示は、昭和二十八年十二月十日から施行する。

附 則 (昭和三十五年七月三〇日農林省告示第六九四号抄)

1 この告示は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四十二年二月八日農林省告示第一八四二号抄)

1 この告示は、昭和四十三年一月十日から施行する。

別表第一 (第5条)

電柱用素材の形盤表

長 末口径	電柱用素材の形盤表																										
	3	3.5	4	4.5	5	5.5	6	6.5	7	7.5	8	8.5	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	13	14	15	16	17	18	19	20
7	7	7.5	8	8.5	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20
8	8	8.5	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21
9	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22
10	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23
11	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24
12	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25
13	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26
14	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27
15	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28
16	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29
17	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30
18	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31
19	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32
20	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33
21	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34
22	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35
23	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36
24	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37
25	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38
26	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39
27	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40
28	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41
29	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41	41.5	42
30	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41	41.5	42	42.5	43
31	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41	41.5	42	42.5	43	43.5	44
32	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41	41.5	42	42.5	43	43.5	44	44.5	45
33	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39	39.5	40	40.5	41	41.5	42	42.5	43	43.5	44	44.5	45	45.5	46

(注) 本表は末口径及び長に対する地際径を示す。単位はメートル、末口径及び地際径はセンチメートルとする。





その他の 欠点	木口割れ、樹皮の損傷、欠け、きず、胴打、もめ、目まわり、枯材、空洞（心腐れを含む。）又は凍裂	ないもの。但し、元口の材部にある空洞で、腐れが辺材部に及ばず、その面積が元口断面積の $\frac{1}{10}$ 以下、その深が材長の $\frac{1}{10}$ 以下のもので、注入加工できるものはさしつかえない。
	材面におけるあな、虫食、腐れ等	顕著でないもの
よじれ（からまつに限る。）	繊維の走向が材の軸となす角度10度以下のもの	

(注) 実測の地際径が材長八メートル以下のものにあつては一センチメートル以上、材長八・五メートル以上のものにあつては一・五センチメートル以上、別表第一の地際径より大きいときは、本表の欠点の限度の一五〇%まで許容する。但し、曲りについては本表による。

別表第三 「第八条・第九条」

第二種材の欠点限度表

入 皮	節							欠点の種類	材部区分		
	節死		節生		節の欠点とみなされるものの総数				部	元口の材部	その他の材部
	短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{10}$ をこえるもの	短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{5}$ をこえるもの	短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{10}$ をこえるもの	短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{5}$ をこえるもの	10個以下のもの	10個以下のもの	10個以下のもの				
虫食を伴う節	1個のもの	2個以下のもの	2個以下のもの	2個以下のもの	制限しない	制限しない	制限しない	部	元口の材部	その他の材部	
腐れを伴うもの（2個以上あるときはその和）	5個以下のもの	制限しない	制限しない	制限しない	制限しない	制限しない	制限しない	部	元口の材部	その他の材部	
虫食のため軟化したもの	その面積が元口断面積の $\frac{1}{10}$ 以下のもの	6個以下のもの	2個以下のもの	3個以下のもの	3個以下のもの	3個以下のもの	3個以下のもの	部	元口の材部	その他の材部	

空胴(心腐れを含む)	くほみの長 (2個以上あるときはその和)	制限しない	材長の $\frac{1}{10}$ 以下のもの	制限しない
	くほみの深	1.5センチ以下のもの	制限しない	制限しない
欠け又はきず	長 (2個以上あるときはその和)	50センチ以下のもの	材長の $\frac{1}{10}$ 以下のもの	材長の $\frac{1}{10}$ 以下のもの
	深	1.5センチ以下のもの		2センチ以下のもの
木口割れ(引抜を含む)	幅 (2個以上あるときはその和)	その存する部分の材の径の $\frac{1}{10}$ 以下のもの		その存する部分の材の径の $\frac{1}{10}$ 以下のもの
	元口残余面積(元口断面積から欠け又はきずの面積を除いた面積)		地際断面積の1.1倍以上のもの	
のこめ又はかまめ	末口又は元口断面における径の外側から $\frac{1}{10}$ 以内にあるもの (2個以上あるときはその和)	ないもの	その長が材長の $\frac{1}{10}$ 以下のもの	
	樹心に近いもの (2個以上あるときはその和)	ないもの	その長が材長の $\frac{1}{10}$ 以下のもの	
曲り	その深が5センチ以下のもの		その深が1センチ以下のもの	その深が5センチ以下のもの
	第一種材の欠点限度表による			
その他の欠点	胴打又はもの	ないもの		
	あな、虫食、材面における腐れ、凍裂、枯材、目まわり、不完全な剝皮等	顕著でないもの		
よじれ (からまつに限る。)	第一種材の欠点限度表による			

(注)

1 ひのき、ひば又はからまつについては本表の欠点の限度の一二五%まで許容する。但し、曲り及びよじれについては本表による。  
 2 実測の地際径が材長八メートル以下のものにあつては一センチメートル以上、材長八・五メートル以上のものにあつては一・五センチメートル以上、別表第一の地際径より大きいときは、本表の欠点の限度の一五〇%まで許容する。但し、曲りについては本表による。

(参 考)

33林野第16432号  
昭和33年12月22日

林野庁長官

電柱用素材の材積表について

昭和26年農林省告示第191号によって制定告示された電柱用素材の日本農林規格においては、数量の単位は本とするよう規定しているのであるが、これに対し何らかの材積の標準を規定することが望ましいということで、昭和26年6月6日付26林野第6403号林野庁長官通達をもって電柱用素材の材積の標準を示したのである。しかしながら、この材積は計量法上の法定計量単位をもって表した材積ではないので、今回計量法の定めるところによって、昭和34年1月1日から統一的に実施となるメートル法に即応するため、電柱用素材の材積もメートル法の単位によって、別表のとおり、取りまとめた次第である。

よって、電柱用素材の日本農林規格によって生産された電柱用素材の材積は、別表電柱用素材の材積表によらねたい。

なお、現行の昭和26年6月6日付26林野第6403号林野庁長官通達による電柱用素材の材積表は、昭和34年1月1日以降これを廃止する。

電柱用素材の材積表

(単位:m<sup>3</sup>)

長さ 直径 cm	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0	11.5	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
7.0	0.015	0.017	0.020	0.022	0.029	0.031	0.038	0.042	0.051	0.054																		
8.0	0.019	0.022	0.026	0.029	0.036	0.040	0.049	0.053	0.063	0.068																		
9.0	0.024	0.028	0.032	0.036	0.045	0.050	0.060	0.065	0.077	0.083	0.097																	
10.0	0.030	0.035	0.040	0.045	0.055	0.061	0.073	0.079	0.093	0.099	0.115																	
11.0	0.036	0.042	0.049	0.054	0.066	0.073	0.086	0.094	0.109	0.117	0.135	0.144																
12.0	0.043	0.050	0.058	0.065	0.078	0.086	0.101	0.110	0.128	0.137	0.157	0.167	0.189															
13.0	0.051	0.059	0.068	0.076	0.091	0.100	0.118	0.127	0.147	0.158	0.180	0.191	0.216															
14.0	0.059	0.069	0.079	0.088	0.105	0.116	0.135	0.146	0.168	0.180	0.218	0.218	0.245															
15.0	0.068	0.079	0.090	0.101	0.120	0.132	0.154	0.166	0.191	0.204	0.231	0.246	0.276	0.291	0.324	0.340	0.376	0.394	0.433	0.494								
16.0	0.077	0.090	0.102	0.115	0.136	0.150	0.173	0.188	0.214	0.230	0.259	0.275	0.308	0.325	0.361	0.379	0.418	0.437	0.480	0.546	0.617	0.693						
17.0	0.087	0.101	0.116	0.130	0.153	0.168	0.194	0.211	0.240	0.257	0.289	0.307	0.342	0.361	0.400	0.420	0.462	0.483	0.529	0.601	0.678	0.759	0.846	0.939				
18.0	0.097	0.113	0.130	0.146	0.171	0.188	0.217	0.235	0.266	0.285	0.320	0.340	0.378	0.399	0.441	0.463	0.508	0.532	0.581	0.658	0.741	0.828	0.922	1.020	1.125			
19.0	0.108	0.126	0.144	0.162	0.190	0.209	0.240	0.260	0.294	0.315	0.353	0.375	0.416	0.439	0.484	0.508	0.557	0.582	0.635	0.718	0.806	0.900	1.000	1.105	1.217	1.334		
20.0	0.120	0.140	0.160	0.180	0.210	0.231	0.265	0.287	0.324	0.347	0.387	0.411	0.456	0.481	0.529	0.555	0.607	0.635	0.691	0.780	0.875	0.975	1.082	1.194	1.312	1.437	1.568	
21.0	0.132	0.154	0.176	0.198	0.231	0.254	0.290	0.315	0.354	0.380	0.423	0.450	0.497	0.525	0.576	0.605	0.660	0.690	0.750	0.845	0.946	1.053	1.166	1.286	1.411	1.543	1.682	
22.0	0.145	0.169	0.194	0.218	0.253	0.278	0.317	0.344	0.387	0.414	0.461	0.490	0.540	0.570	0.625	0.656	0.715	0.748	0.811	0.913	1.021	1.134	1.254	1.381	1.514	1.653	1.800	
23.0	0.159	0.185	0.212	0.238	0.276	0.304	0.346	0.374	0.420	0.450	0.500	0.531	0.585	0.618	0.676	0.710	0.772	0.808	0.875	0.983	1.098	1.218	1.346	1.479	1.620	1.767	1.922	
24.0	0.173	0.202	0.230	0.259	0.300	0.330	0.375	0.406	0.455	0.488	0.541	0.575	0.632	0.667	0.729	0.765	0.832	0.870	0.941	1.056	1.177	1.305	1.440	1.584	1.734	1.885	2.048	
25.0	0.188	0.219	0.250	0.281	0.325	0.358	0.406	0.439	0.492	0.527	0.583	0.620	0.681	0.718	0.784	0.823	0.893	0.934	1.009	1.131	1.260	1.395	1.538	1.687	1.843	2.007	2.178	
26.0	0.203	0.237	0.270	0.304	0.351	0.386	0.437	0.474	0.529	0.567	0.627	0.666	0.731	0.772	0.841	0.883	0.957	1.001	1.080	1.209	1.345	1.488	1.638	1.796	1.960	2.132	2.312	
27.0															0.900	0.945	1.023	1.070	1.153	1.290	1.434	1.584	1.742	1.908	2.081	2.261	2.450	
28.0																	1.091	1.141	1.229	1.373	1.525	1.683	1.850	2.023	2.205	2.394	2.592	
29.0																			1.307	1.459	1.618	1.785	1.960	2.142	2.333	2.531	2.738	
30.0																				1.548	1.715	1.890	2.074	2.265	2.464	2.672	2.888	
31.0																					1.814	1.998	2.190	2.391	2.599	2.816	3.042	
32.0																						2.109	2.310	2.520	2.738	2.964	3.200	
33.0																							2.434	2.652	2.880	3.116	3.362	

注 本表は、次の計算式により算出したものである。  $V = 10^{-4} \{ D + (L-4) / 2 \}^2 L$  ただし、 $V =$ 材積(立法メートル)  $L =$ 材長(メートル)  $D =$ 末口径(センチメートル)

と、 $(L-4) / 2$ は0.5(センチメートル)に括約し、また、 $(L-4) / 2$ が負となる場合は、零として計算する。

電柱用材の中径による材積表

(単位:m<sup>3</sup>及び石)

長(m) 中径(mm)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
13	0.095 (m <sup>3</sup> ) 0.3414 (石)									
14	0.110 (m <sup>3</sup> ) 0.3953 (石)									
15	0.126 (m <sup>3</sup> ) 0.4528 (石)	0.144 (m <sup>3</sup> ) 0.5175 (石)								
16	0.143 (m <sup>3</sup> ) 0.5139 (石)	0.164 (m <sup>3</sup> ) 0.5894 (石)								
17	0.162 (m <sup>3</sup> ) 0.5822 (石)	0.185 (m <sup>3</sup> ) 0.6648 (石)	0.208 (m <sup>3</sup> ) 0.7475 (石)							
18	0.181 (m <sup>3</sup> ) 0.6505 (石)	0.207 (m <sup>3</sup> ) 0.7439 (石)	0.233 (m <sup>3</sup> ) 0.8373 (石)							
19	0.202 (m <sup>3</sup> ) 0.7259 (石)	0.231 (m <sup>3</sup> ) 0.8301 (石)	0.260 (m <sup>3</sup> ) 0.9344 (石)	0.289 (m <sup>3</sup> ) 1.0386 (石)	0.318 (m <sup>3</sup> ) 1.1428 (石)					
20	0.224 (m <sup>3</sup> ) 0.8050 (石)	0.256 (m <sup>3</sup> ) 0.9200 (石)	0.288 (m <sup>3</sup> ) 1.0350 (石)	0.320 (m <sup>3</sup> ) 1.1500 (石)	0.352 (m <sup>3</sup> ) 1.2650 (石)					
21	0.247 (m <sup>3</sup> ) 0.8876 (石)	0.282 (m <sup>3</sup> ) 1.0134 (石)	0.318 (m <sup>3</sup> ) 1.1428 (石)	0.353 (m <sup>3</sup> ) 1.2686 (石)	0.388 (m <sup>3</sup> ) 1.3944 (石)	0.423 (m <sup>3</sup> ) 1.5201 (石)				
22	0.271 (m <sup>3</sup> ) 0.9739 (石)	0.310 (m <sup>3</sup> ) 1.1140 (石)	0.348 (m <sup>3</sup> ) 1.2506 (石)	0.387 (m <sup>3</sup> ) 1.3908 (石)	0.426 (m <sup>3</sup> ) 1.5309 (石)	0.465 (m <sup>3</sup> ) 1.6711 (石)	0.503 (m <sup>3</sup> ) 1.8076 (石)			
23	0.296 (m <sup>3</sup> ) 1.0637 (石)	0.339 (m <sup>3</sup> ) 1.2183 (石)	0.381 (m <sup>3</sup> ) 1.3692 (石)	0.423 (m <sup>3</sup> ) 1.5201 (石)	0.466 (m <sup>3</sup> ) 1.6747 (石)	0.508 (m <sup>3</sup> ) 1.8256 (石)	0.550 (m <sup>3</sup> ) 1.9765 (石)	0.592 (m <sup>3</sup> ) 2.1275 (石)	0.635 (m <sup>3</sup> ) 2.2820 (石)	
24	0.323 (m <sup>3</sup> ) 1.1608 (石)	0.369 (m <sup>3</sup> ) 1.3261 (石)	0.415 (m <sup>3</sup> ) 1.4914 (石)	0.461 (m <sup>3</sup> ) 1.6567 (石)	0.507 (m <sup>3</sup> ) 1.8220 (石)	0.553 (m <sup>3</sup> ) 1.9873 (石)	0.599 (m <sup>3</sup> ) 2.1526 (石)	0.645 (m <sup>3</sup> ) 2.3179 (石)	0.691 (m <sup>3</sup> ) 2.4832 (石)	0.737 (m <sup>3</sup> ) 2.6486 (石)
25	0.350 (m <sup>3</sup> ) 1.2578 (石)	0.400 (m <sup>3</sup> ) 1.4375 (石)	0.450 (m <sup>3</sup> ) 1.6172 (石)	0.500 (m <sup>3</sup> ) 1.7969 (石)	0.550 (m <sup>3</sup> ) 1.9442 (石)	0.600 (m <sup>3</sup> ) 2.1562 (石)	0.650 (m <sup>3</sup> ) 2.3359 (石)	0.700 (m <sup>3</sup> ) 2.5156 (石)	0.750 (m <sup>3</sup> ) 2.6953 (石)	0.800 (m <sup>3</sup> ) 2.8750 (石)
26	0.379 (m <sup>3</sup> ) 1.3620 (石)	0.433 (m <sup>3</sup> ) 1.5561 (石)	0.487 (m <sup>3</sup> ) 1.7501 (石)	0.541 (m <sup>3</sup> ) 1.9442 (石)	0.595 (m <sup>3</sup> ) 2.1383 (石)	0.649 (m <sup>3</sup> ) 2.3323 (石)	0.703 (m <sup>3</sup> ) 2.5264 (石)	0.757 (m <sup>3</sup> ) 2.7204 (石)	0.811 (m <sup>3</sup> ) 2.9145 (石)	0.865 (m <sup>3</sup> ) 3.1086 (石)
27	0.408 (m <sup>3</sup> ) 1.4662 (石)	0.467 (m <sup>3</sup> ) 1.6783 (石)	0.525 (m <sup>3</sup> ) 1.8867 (石)	0.583 (m <sup>3</sup> ) 2.0951 (石)	0.642 (m <sup>3</sup> ) 2.3072 (石)	0.700 (m <sup>3</sup> ) 2.5156 (石)	0.758 (m <sup>3</sup> ) 2.7240 (石)	0.816 (m <sup>3</sup> ) 2.9325 (石)	0.875 (m <sup>3</sup> ) 3.1445 (石)	0.933 (m <sup>3</sup> ) 3.3529 (石)
28		0.502 (m <sup>3</sup> ) 1.8040 (石)	0.564 (m <sup>3</sup> ) 2.0268 (石)	0.627 (m <sup>3</sup> ) 2.2532 (石)	0.690 (m <sup>3</sup> ) 2.4797 (石)	0.753 (m <sup>3</sup> ) 2.7061 (石)	0.815 (m <sup>3</sup> ) 2.9289 (石)	0.878 (m <sup>3</sup> ) 3.1553 (石)	0.941 (m <sup>3</sup> ) 3.3817 (石)	1.004 (m <sup>3</sup> ) 3.6081 (石)
29			0.606 (m <sup>3</sup> ) 2.1778 (石)	0.673 (m <sup>3</sup> ) 2.4186 (石)	0.740 (m <sup>3</sup> ) 2.6593 (石)	0.807 (m <sup>3</sup> ) 2.9001 (石)	0.875 (m <sup>3</sup> ) 3.1445 (石)	0.942 (m <sup>3</sup> ) 3.3853 (石)	1.009 (m <sup>3</sup> ) 3.6260 (石)	1.076 (m <sup>3</sup> ) 3.8668 (石)
30			0.648 (m <sup>3</sup> ) 2.3287 (石)	0.720 (m <sup>3</sup> ) 2.5875 (石)	0.792 (m <sup>3</sup> ) 2.8462 (石)	0.864 (m <sup>3</sup> ) 3.1050 (石)	0.936 (m <sup>3</sup> ) 3.3637 (石)	1.008 (m <sup>3</sup> ) 3.6224 (石)	1.080 (m <sup>3</sup> ) 3.8812 (石)	1.152 (m <sup>3</sup> ) 4.1399 (石)
31				0.769 (m <sup>3</sup> ) 2.7636 (石)	0.846 (m <sup>3</sup> ) 3.0403 (石)	0.923 (m <sup>3</sup> ) 3.3170 (石)	0.999 (m <sup>3</sup> ) 3.5901 (石)	1.076 (m <sup>3</sup> ) 3.8668 (石)	1.153 (m <sup>3</sup> ) 4.1435 (石)	1.230 (m <sup>3</sup> ) 4.4203 (石)
32					0.901 (m <sup>3</sup> ) 3.2379 (石)	0.983 (m <sup>3</sup> ) 3.5326 (石)	1.065 (m <sup>3</sup> ) 3.8273 (石)	1.147 (m <sup>3</sup> ) 4.1220 (石)	1.229 (m <sup>3</sup> ) 4.4167 (石)	1.311 (m <sup>3</sup> ) 4.7113 (石)
33						1.045 (m <sup>3</sup> ) 3.7554 (石)	1.133 (m <sup>3</sup> ) 4.0717 (石)	1.220 (m <sup>3</sup> ) 4.3843 (石)	1.307 (m <sup>3</sup> ) 4.6970 (石)	1.394 (m <sup>3</sup> ) 5.0096 (石)

- 備考
1. 中径<sup>2</sup>×8/10×長 = 中径材積 m<sup>3</sup> (4位四捨五入)
  2. 1m<sup>3</sup>=3.5937石

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成16年11月29日（月）  
14時～

場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 素材の日本農林規格の見直しについて

(2) その他

4 閉会

---

配付資料

1 農林物資規格調査会部会委員名簿

2 素材の日本農林規格の見直しについて（案）

3 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資調査会部会委員名簿

氏名	役職
○ 有馬 孝禮	前東京大学大学院農学生命科学研究科教授
○ 大木 美智子	消費科学連合会会長
○ 田中 隆行	(社) 全国木材組合連合会理事
○ 藤井 良隆	前(社) 住宅生産団体連合会木質複合建築開発委員会委員長
○ 山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
大橋 泰啓	日本木材輸入協会専務理事
神谷 文夫	独立行政法人森林総合研究所構造利用研究領域長
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
佐々木 巖	全国素材生産業協同組合連合会専務理事
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会常任理事
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
西村 勝美	(財) 日本住宅・木材技術センター常務理事
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
蒔田 章	日本木材防腐工業組合技術副委員長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員
山根 香織	主婦連合会常任委員

(注) ○ : 農林物資規格調査会委員



## (パブリックコメント募集結果等)

規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続きによる  
寄せられた意見・情報

(電信用素材の日本農林規格)

### 1 廃止案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間：H17.1.7～H17.2.6)

#### (1) 受付件数

消費者団体	1件
<hr/>	
合計	1件

#### (2) 意見・情報

別紙のとおり

### 2 WTO通報によるコメント (募集期間：H17.5.9～H17.7.8)

なし

### 素材の日本農林規格の改正案について

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
性能規定化の導入や外材への対応など、経済産業省電力安全課や（社）日本電気協会技術部等の電気の専門家達と十分意見交換を行っていただきたい。（消費者団体からの意見）	JAS規格の見直しに際しては、関係者に対して幅広く聞き取り調査やアンケート調査を行っています。本規格についても、総務省、経済産業省、日本電気協会及び電力会社を含めた関係者の意見を聴取しながら見直しを行っています。

### 電柱用素材の日本農林規格の廃止案について

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
性能規定化の導入や外材への対応など、経済産業省電力安全課や（社）日本電気協会技術部等の電気の専門家達と十分意見交換を行っていただきたい。（消費者団体からの意見）	上記と同じ。